## 電気自動車等の整備の業務に係る特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

- ・ 労働安全衛生法第59条の規定により、電気自動車、ハイブリッド自動車等の整備業務について、感電による労働災害を防止するため、電気自動車等の整備の業務には、特別教育を実施することが義務づけられています。
- ・本件の特別教育は、令和元年(2019年)10月1日に改正された労働安全衛生規則第36条 第4号の2によって、従来の低圧電気取扱業務特別教育から分離・独立したものです。

## 【規制対象】

・ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車(内燃機関を有さないもの)、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械およびバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械のうち対地電圧が50Vを超える蓄電池を内蔵するものが含まれます。



申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が十・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合

は締切日前でも締め切ります。

手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があります。

詳細はホームページをご参照ください。

受講資格

特になし(実技教育も実施致します)

講習科目 講習時間

科目	時間	科目	時間	
低圧の電気に関する基礎知識	1時間	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 0.5時		
低圧の電気装置に関する基礎知識	2. 5時間	電気自動車等の整備作業の方法 1時間		
関係法令	1時間	自動車の整備作業の方法(実技) 1時間		
合計 7時間 … この時間には休憩時間を含んでいません。				

実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。

受講料

区 分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一 般	11,000円		12, 540円
会 員	7,700円	1, 540円	9, 240円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付いたします。
- ・事業者様には受講証明書を発行いたします。(3年間の保存義務があります。)